

一般社団法人日本ヘリコバクター学会細則

平成10年6月18日施行，平成14年6月27日改定，平成18年6月21日改定，平成19年6月22日改定
平成20年6月27日改定，平成26年6月29日改定，平成28年6月24日改定，平成28年12月8日改定
平成29年3月16日改定，平成29年6月29日改定，平成29年7月28日改定，令和元年6月20日改定
令和元年9月5日改定，令和2年10月28日改定，令和4年3月10日改定，令和4年9月30日改定
令和6年3月8日改定

第一章 総 則

第一章 総則

第1条 日本ヘリコバクター学会の定款に定められるもののほかは、この細則による。

第二章 代議員の選出

第2条 代議員の選出資格

代議員の選出資格は、以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- 1) 満5年以上引き続き本学会正会員であること。
- 2) 最近5年間のうちで本学会での下記条件をすべて満たすこと。
但し海外留学期間はこれに含めない。
 - ・複数回の学術集会にわたり演題を発表していること(共同発表も可)。
 - ・シンポジウム・パネルディスカッションまたはこれに準ずる講演の演者(共同演者も可)。または一般演題を含めて司会の経験があること。
- 3) ヘリコバクターに関する学術論文(原著論文に限る。共同著者も可)があること。なお一編は外国語論文であることが望ましい。
- 4) 臨床系の代議員候補者は代議員申請時に *H. pylori* (ピロリ菌) 感染症認定医であること。
ただし、上記2)～4) 項を満たさないものでも、学会に多大な貢献があるものを理事長の推薦により代議員の選出資格を与えることができる。理事長推薦による代議員の推薦枠は3名以内とする。

第3条 代議員候補者

代議員候補者とは、第2条の条件を満たす者で、かつ本学会代議員2名の推薦のあるものとする。1代議員が推薦できる代議員候補者は3名以内とする。

第4条 代議員の選出

代議員候補者は、次の手続きを経て代議員に選出される。

- 1) 代議員の選出とその審査は、社員総会時の年1回とし、その3か月前までに別に定める申請書類を本会事務局に提出する。
- 2) 前項の申請書類に基づき、役員等選考委員会で審査し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得る。

第5条 代議員の資格喪失

代議員は以下のいずれかに該当する場合には役員等選考委員会で起草し、理事会の決議および社員総会の承認を経てその資格を喪失する。

- 1) 社員総会に、特別の理由なく連続3回以上欠席した場合
- 2) 細則第2条の資格基準を満足しない場合
- 3) 本学会会員としての資格を喪失した場合
- 4) 本人から辞退の申出があった場合
- 5) 本学会の名誉を損なう行為があった場合

第三章 理事の選出

第6条 理事の選出資格

理事の選出資格は、以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- 1) 本学会会員歴が10年以上で、長年にわたり本学会に参加・貢献していること
 - 2) 本学会の代議員歴5年以上で過去5年の社員総会出席率が60%以上であること
 - 3) 本学会の各種委員会委員として、1委員会2期もしくは2委員会以上の経験を有すること
 - 4) ヘリコバクターに関連する原著論文(共同著者含む)が10編以上あり、さらに過去5年間の本学会への発表演題数(共同演者含む)は5題以上あること
 - 5) 本学会でシンポジウム・パネルディスカッションまたはこれに準ずる講演の演者または司会を経験していること
- ただし、上記1)～5)項を満たさないものであっても、学会に多大な貢献があるものに対して、理事長推薦により理事の選出資格を与えることができる。

第7条 理事の選出

理事候補者とは第6条の条件を満たす者とし、次の手続きを経て理事に選出される。

- 1) 理事の選出とその審査は、社員総会時の年1回とし、その3か月前までに別に定める申請書類を本会事務局に提出する。
- 2) 前項の申請書類に基づき、役員等選考委員会で審査し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得る。

第8条 理事の資格喪失

理事は以下のいずれかに該当する場合には役員等選考委員会で起草し、理事会の決議および社員総会の議を経てその資格を喪失する。

- 1) 理事会に、特別の理由なく連続3回以上欠席した場合
- 2) 細則第2条の代議員資格基準を長期にわたって満足しない場合
- 3) 本学会会員並びに代議員の資格を喪失した場合
- 4) 本人から辞退の申出があった場合
- 5) 本学会の名誉を損なう行為があった場合

第四章 理事長の選出

第9条 理事長の選出資格

理事長の選出資格は第6条に示す理事の資格とする。

第10条 理事長の選出

理事長は以下の手続きを経て選出される。

- 1) 理事長の選出は理事会で行い、選考にあたっては役員等選考委員長が司会を行う。役員等選考委員長が立候補した場合、副委員長が司会を行う。
- 2) 理事長選挙において、事前(4週間から3週前の1週間)に立候補の届出をしてもらい、次期理事に

事前(選挙する理事会の10日前まで)に公表し、理事会当日に投票を行う事前立候補制とする。

- 3) 理事長の選出は無記名投票による。選挙人は理事とする。当日の理事会に欠席した理事には投票権は与えない。
- 4) 出席した理事の過半数の得票を得た理事長候補者を理事長として選出する。3名以上の立候補があり、第1回投票で過半数獲得者がいない場合は、上位2名の決選投票を行う。
- 5) 立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。
- 6) 投票において、司会は投票には参加せず、同票の場合は司会が決する。

第五章 会長・委員会

第11条 会長の選出資格

会長の選出資格は、以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- 1) 本学会会員歴が10年以上で、長年にわたり本学会に参加・貢献していること
 - 2) 本学会の代議員歴8年以上で過去5年の社員総会出席率が60%以上であること
 - 3) 本学会の各種委員会委員として、1委員会2期もしくは2委員会以上の経験を有すること
 - 4) ヘリコバクターに関連する原著論文(共同著者含む)が10編以上あり、さらに過去5年間の本学会への発表演題数(共同演者含む)は5題以上あること
 - 5) 本学会で主題演題の演者または司会を経験していること
- ただし、上記1)～5)項を満たさないものであっても、学会に多大な貢献があるものに対して、理事長推薦により会長の選出資格を与えることができる。

第12条 会長の選出

会長候補者とは、第9条の条件を満たす者とし、次の手続きを経て会長に選出される。

- 1) 会長の選出とその審査は、社員総会時の年1回とし、その3か月前までに別に定める申請書類により代議員に推薦募集をする。
- 2) 前項の申請書類に基づき、役員等選考委員会で審査し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得る。

第13条 会長の補充

会長が職務不能の場合、理事会で代行となる会長候補を選出し、理事会が委嘱する。

第14条 運営諮問委員会

- 1) 当法人は学会の基本方針に基づいた学会運営の在り方を検討するために運営諮問委員会を設置する。
- 2) 運営諮問委員会は理事長、副理事長、前回学術集会長、今回学術集会長、次回学術集会長、財務委員長から構成される。
- 3) 理事長が必要と認めた場合に招集することができる。
- 4) この委員会で議論された内容については、理事会で公表され審議される。

第15条 委員会

当法人は、定款第2条に掲げる事業を遂行するために、次の委員会を設置する。

- 2 委員会の委員長(担当理事)および委員は理事長が委嘱する。

3 委員長および委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

4 必要に応じ、理事会の議を経て各種委員会に部会、小委員会、ワーキンググループ等を設置することができ、運用に関しては各種委員会規程に基づくものとする。

- 1) ガイドライン作成委員会
- 2) 学会誌編集委員会
- 3) 役員等選考委員会
- 4) 社会保険委員会
- 5) 定款等委員会
- 6) 総務委員会
- 7) 認定医制度委員会
- 8) 試験問題作成委員会
- 9) 生涯教育委員会
- 10) 財務委員会
- 11) 倫理委員会
- 12) 利益相反委員会
- 13) 学会賞選考委員会
- 14) 国際委員会
- 15) 広報委員会
- 16) 研究推進委員会
- 17) 耐性菌サーベイランス委員会
- 18) 学会在り方委員会
- 19) コンプライアンス委員会

第六章 学会賞

第16条 学会賞

本学会は学会賞として、優秀な研究に対し日本ヘリコバクター学会学術賞および日本ヘリコバクター学会学術集会最優秀賞・優秀賞を授与する。

2 日本ヘリコバクター学会学術賞の選考は、別に定める学術賞選考内規に基づいて行う。

3 日本ヘリコバクター学会学術集会最優秀賞・優秀賞の選考は、別に定める学術集会最優秀賞・優秀賞選考内規に基づいて行う。

第七章 基礎研究助成金

第17条 基礎研究助成金

本学会は *Helicobacter* の基礎研究分野において、学術的貢献の期待が大きいと認められる研究者に研究助成金を交付する。

2 基礎研究助成金の交付は、別に定める基礎研究助成金交付内規に基づいて行う。

第八章 補足

第18条 本会の正会員の会費は年額 1 万円とし、名誉会員および功労会員は会費免除とする。

賛助会員は年会費1口 10 万円とする。

第19条 この細則は、理事会の議決を経て変更することができる。